

令和8年度 指名停止業者一覧表

指名停止理由	有資格業者名	指名停止期間				適用条項	決定日	備考
独占禁止法違反行為	共栄石油株式会社	令和8年6月4日	から	令和8年12月3日	6か月	第2条第1項別表第2第4号	令和8年6月4日	当該業者は、軽油販売業者による価格カルテル事件について、独占禁止法違反の疑いで令和8年4月17日、公正取引委員会から検事総長に告発された。
独占禁止法違反行為	日本ハイウェイ・サービス株式会社	令和8年6月4日	から	令和8年12月3日	6か月	第2条第1項別表第2第3号並びに第4条第3項	令和8年6月4日	当該業者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為（不当な取引制限の禁止）を行っていたとして、令和8年4月22日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
独占禁止法違反行為	株式会社東京エネシス	令和8年8月4日	から	令和9年2月3日	6か月	第2条第1項別表第2第6号	令和8年8月4日	当該業者の社員は、群馬県上野村の発注工事において、同村職員から事前に設計金額を入手した上で落札したとして、令和8年6月16日に官製談合防止法違反等の容疑で群馬県警に逮捕され、同年7月3日に起訴された。
安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故	株式会社藤井建設	令和8年10月13日	から	令和8年10月26日	2週間	第2条第1項別表第1第7号	令和8年10月13日	当該業者は、習志野市企業局発注の工事において、安全管理上の適切な措置を怠ったことにより、工事関係者に負傷者を生じさせたため指名停止するもの。
その他不正又は不誠実な行為	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	令和8年10月20日	から	令和8年11月19日	1か月	第2条第1項別表第2第9号	令和8年10月20日	当該業者の職員は、東京都から受注していた一時保護所委託事業において、児童と接点を持ち、一時保護委託解除後に私的な関係が生じたことにより、令和8年5月25日、不同意性交等罪の容疑で逮捕された。
その他不正又は不誠実な行為	みらい建設工業株式会社	令和8年10月20日	から	令和8年11月19日	1か月	第2条第1項別表第2第10号	令和8年10月20日	当該業者及びその社員は、名古屋港管理組合が発注する「弥富ふ頭第1貯木場北側護岸整備工事（その6）」の施工にあたり、石材が水面に脱落することを防止するために必要な措置を講じなかったとして、令和8年7月17日付けで、港則法違反により名古屋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。